

平成29年度福島市飯坂北地域包括支援センター事業計画

		基本方針	事業名及び概要	開催予定
(1) 包括的支援事業	①介護予防ケアマネジメント事業	高齢者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援する。その手段として、運動・栄養・口腔等総合的な介護予防教室の開催、個々の状況に応じた介護予防プランの作成等を行っていく。また、介護予防の必要性についての周知を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防ケアマネジメント(事業対象者) ②介護予防プラン作成 ③はなもも会(飯坂支所で開催) ④いきいき教室(飯坂支所で開催) ⑤ひまわり(はなゆまちで開催) ⑥運動教室(名称未定ふるさといいざかで開催) ⑦その他の教室(各団体からの依頼) ⑧高齢者住宅改修助成事業 ⑨要介護高齢者等住宅改修助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ①随時 ②随時 ③12回/年 ④12回/年 ⑤20回/年 ⑥12回/年 ⑦随時 ⑧随時 ⑨随時
	②総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、地域の実態把握、関係機関等とのネットワークの構築、継続的、専門的な相談支援を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ①総合相談受付 ②実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・独居、高齢者世帯等の把握 ・認知症高齢者の把握 ③包括便りの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ①通年 ②随時 ③4回/年
	③権利擁護事業	高齢者が住みなれた地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ①虐待への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、サービス事業所、地域住民等との連携を密にし、虐待の予防、早期発見に努める ・各専門機関との連携を密にし、虐待の早期対応に努める ②消費者被害への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被害予防のための啓蒙活動を行う ・被害の早期発見に努め、専門機関と連携し対応する ③成年後見制度、日常生活自立支援事業等の制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・各専門機関と連携し適切に制度を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ①随時 ②随時 ③随時
	④包括的継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員、医療機関、地域の関係機関等との連携、協働の体制作りや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ①各医療機関、居宅介護支援事業所、サービス事業所、行政機関、民生委員、地域住民等との連携を図る。 ②介護支援専門員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員への個別支援を行なう ・支援困難ケース等についての相談、支援を行なう ・圏域の主任介護支援専門員との情報共有の場を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ①随時 ②随時
(2) 地域ケア会議の開催		地域ケア会議の開催を通して、個別課題の解決や地域課題の発見、住民や関係機関とのネットワークの構築、さらには地域づくりや社会資源の開発の検討等を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ①飯坂方部地域ケア会議の開催(3包括合同) ②圏域での地域ケア会議開催(単独) ③圏域での個別ケア会議開催 ④飯坂方部民生児童委員協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ①3回/年 ②3回/年 ③随時 ④12回/年
(3) 指定介護予防支援事業		高齢者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援する。介護保険サービスのみでなく多種多様な社会資源も活用し、高齢者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行っていく。	介護予防支援(要支援認定者)	随時

<p>(4)地域づくりによる介護予防事業</p>	<p>介護予防(特に地域づくりによる介護予防)について住民への普及、啓発を図る。地域住民が介護予防についての理解を深め、主体的に継続的に介護予防に取り組むことができるよう支援する。</p>	<p>福島市版介護予防体操スタート応援講座の開催(立ち上げ希望団体への支援)</p>	<p>随時</p>
<p>(5)認知症地域支援推進員の設置</p>	<p>平成30年度からの配置を見据え、認知症の人びとを地域で支えるためのネットワーク作りの準備を行う。</p>	<p>認知症の人びとを地域で支えるためのネットワーク作りの準備を進める。</p>	<p>通年</p>
<p>(6)認知症ケアパスの作成</p>	<p>地区版のケアパス作成に向けた取り組みを行う。</p>	<p>認知症の人の状態に応じて適切なサービスが利用できるようにするため、地域のさまざまな「社会資源」を調査・把握する。</p>	<p>通年</p>
<p>(7)生活支援コーディネーターと協議体の設置</p>	<p>生活支援コーディネーターを配置し、協議体設置に向けた取り組みを行う。</p>	<p>地域包括ケア推進室との連絡調整を図り、他の飯坂方部の包括とも情報交換を行いながら、協議体設置に向けての活動を進める。</p>	<p>通年</p>
<p>(8)その他の事業</p>	<p>①実習生を受け入れることにより、包括職員の日頃の業務の振り返りやスキルアップを図る。また、専門職を育成することで保健、医療、福祉の相互理解・連携を図る。 ②飯坂3包括が合同で飯坂のまちづくりについて考える機会を作る。まちづくりや人材育成のための事業の企画、運営等を行なう。</p>	<p>①実習生受け入れ(大原看護学校他) ②飯坂地区体力測定会等の企画、運営 ③飯坂地区サロン交流会</p>	<p>①随時 ②1回/年 ③今後検討予定</p>